# マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。

## 1．労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称　　大阪本社

拠点所在地　　大阪府大阪市西区新町1-4-26　四ツ橋グランドビル2Ｆ

令和5年6月1日現在

| 派遣<br>労働者数 | 派遣先<br>事業者数 | ①労働者派遣の料金<br>(1日8時間当たりの平均) | ②派遣労働者の賃金<br>(1日8時間当たりの平均) | マージン率<br>(①－②)÷①<br>※注1 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 2 | 35,560 | 18,422 | 48.2% |

※注1：マージン率とは
派遣先よりアリスタソリューション株式会社に支払われる派遣料金から、
派遣労働者に支払う賃金を差し引いた
残りの額が「マージン」であり、コレを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」と
言います。

## 2．教育訓練に関する事項

セキュリティー講習、人材派遣のシステム、安全衛生教育

## 3．労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☑ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　　全ての派遣労働者

当該労使協定の有効期間の終期　　令和6年3月31日

☐ 締結していない